



ビューローベリタス名古屋、名古屋駅前事務所をいつもご利用いただきありがとうございます。
最新情報をお知らせいたします。

– INDEX –

【トピックス】

- ◆ 不燃材料を定める件の一部を改正する告示の施行について
- ◆ 電子申請システム（Libra） 交付図書（副本）へのスタンプ機能復旧
- ◆ 今後の省エネルギー対策に伴う建築構造基準改正の方向性について（BV MAGAZINE 10 JUN 2022）
- ◆ 電気保安点検とは？その重要性や点検の種類、実施タイミングなどについて解説（BV MAGAZINE 10 JUN 2022）
- ◆ お客様満足度アンケート（回答期限 7/7 まで延長）ご協力をお願い
- ◆ 建築知識のポン太くと学ぶ 用途別・建築法規 vol.32 | 飲食店 | 飲食店の避難規定を極めるんだポン！

【最新情報（法令・地域条例）】

<国交省関連>

- ◆ 詳しくは、各事務所審査員までお問い合わせください

<地域条例等>

- ◆ 三重県大台町／土砂災害警戒区域等の指定および解除について
- ◆ 岐阜県大垣市／建築基準法による中間検査の実施についての公示
- ◆ 中部以外の地域について

【名古屋 2 事務所からヒトコト】

- ◆ 営業担当 吉田より

【インフォメーション】

- ◆ 学校施設の非構造部材耐震点検について
- ◆ 建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法 第 12 条）業務のご依頼を承ります
- ◆ 建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介
- ◆ 技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

トピックス

不燃材料を定める件の一部を改正する告示の施行について

建築基準法における「不燃材料」は、法第 2 条第九号の規定に基づき告示（平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1400 号）で定められたもの（または国土交通大臣が認定したもの）とされています。告示では、17 種類の不燃材料が定められていますが、この度の告示改正により、新たに「厚さが 10 mm 以上の壁土」が追加されました。公布、施行は、令和 4 年 5 月 31 日です。

→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/news/news_detail/220614.html

電子申請システム（Libra） 交付図書（副本）へのスタンプ機能復旧

電子申請システム（Libra）の交付図書（副本）へのスタンプ機能が復旧いたしました。
確認検査済証をはじめ各種証明書・評価書・合格証等交付後、ビューローベリタスが審査したことが分かるスタンプを交付

図書ファイルに付与してダウンロード・印刷できます（任意）。

→電子申請システム（Libra）について <https://www.bvjc.com/ctc-info-service/building-app/>

今後の省エネルギー対策に伴う建築構造基準改正の方向性について（BV MAGAZINE 10 JUN 2022）

2022年4月に閣議決定された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案」には「2025年度以降に新築される原則全ての建築物を対象に、現行の省エネ基準への適合を義務付ける。」という内容が盛り込まれています。この実現に向けた建築構造基準改正に関する提言内容をご紹介します。

→続きを読む <https://www.bureauveritas.jp/magazine/220610/003>

電気保安点検とは？その重要性や点検の種類、実施タイミングなどについて解説（BV MAGAZINE 10 JUN 2022）

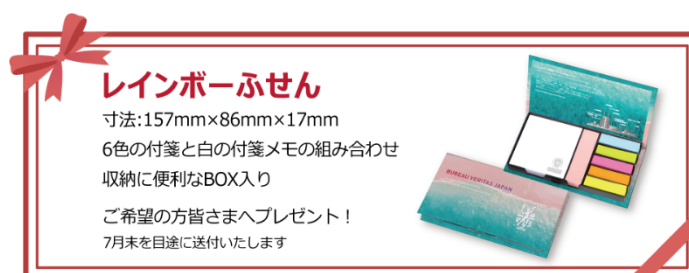
電気保安点検は、電気事業法によって義務付けられており、受電設備や配線などの安全性を保つために欠かせない点検です。電気保安点検の基本情報を詳しく紹介するとともに、点検の目的や実施タイミングについて解説します。

→続きを読む <https://www.bureauveritas.jp/magazine/220610/006>

お客様満足度アンケート（回答期限 7/7 まで延長）ご協力をお願い

ビューローベリタスでは、皆さまにより良いサービスを提供するため、ビューローベリタスのサービスについてご意見をお聞かせいただきたく、アンケート調査を実施いたします。

アンケートにご協力いただいたお客様へ、ささやかですが謝礼品をご用意しております。



今後ともより一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

→アンケート回答はこちら <https://rdc.dstyleweb.com/fy8g/3etwg4/>

建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.32 | 飲食店 | 飲食店の避難規定を極めるんだポン！

建築のプロに必要な不可欠な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2022年7月号（2022年6月20日発行／株式会社エクスナレッジ）に、弊社社員が記事を執筆しました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/220620.html>

最新情報（法令・地域条例）

国交省関連

詳しくは、各事務所審査員までお問い合わせください

地域条例等

●三重県大台町／土砂災害警戒区域等の指定および解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

詳しくは、以下三重県公報をご確認ください。

三重県公報 第 301 号 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001009291.pdf>

三重県公報 第 307 号 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001013490.pdf>

担当：三重県 建築開発課 建築審査班 TEL:059-224-2709

●岐阜県大垣市／建築基準法による中間検査の実施についての公示

6 月 20 日以降、岐阜県大垣市内における建築基準法による中間検査の実施について公示がされております。

変更点：地階を除く階数が 3 以上の木造一戸建て住宅を対象外とする

詳しくは、大垣市ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.ogaki.lg.jp/0000031175.html>

担当：大垣市都市計画部建築指導課 TEL:0584-47-8436

中部以外の地域について

●山形県／山形空港周辺における建物等の高さ制限について

山形県は、山形空港周辺において高さ制限表面を超えている建物やクレーン等が散見されることから、山形県のウェブサイトに対象となる区域や高さ制限の概要についての説明資料を掲載しています。

https://www.pref.yamagata.jp/183003/kurashi/kendo/kuukou/height_limit.html

担当：山形空港事務所 TEL:0237-48-1313

●東京都世田谷区／「世田谷区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則」の一部改正について

このたび、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の一部改正等に伴い、令和 4 年 3 月 31 日付で「世田谷区マンション建法施行細則」につきまして、一部改正を行いました。

・改正概要

第 4 条中「区長が適切であると認める者による」を削り、「同条第 2 項」を「同条第 2 項第 1 号」に改め、「を」の次に「区長が適切であると認める者が」を加える。

・公布日・施行日

令和 4 年 3 月 31 日

今後、世田谷区ウェブサイトの「例規類集」への掲載を予定しております。

詳細は下記お問い合わせ先へご確認ください。

担当：世田谷区都市整備政策部建築調整課 建築調整担当 船田、内田 TEL:03-6432-7162

●神奈川県／神奈川県建築基準条例及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部改正について

神奈川県建築基準条例及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例（神奈川県条例第 33 号）を令和 4 年 5 月 30 日に公布し、令和 4 年 5 月 31 日から施行することとなりました。

詳細は下記お問い合わせ先へご確認ください。

担当：神奈川県建築指導課建築指導グループ 東國 MAIL:kensi.kenchiku@pref.kanagawa.lg.jp

●神奈川県川崎市／山留め工事等施工計画概要書の提出について

川崎市では、平成 30 年 7 月 2 日通知「根切り、山留め工事の計画等に関する報告制度（川崎市建築基準法施行細則等）の改正に係る周知について（依頼）」のとおり、敷地内の地面に高低差がある土地における住宅等の建設現場において、山留め工事又は根切り工事の施工に伴う工事現場の危害を防止するための措置等に関する報告を求めて

います。平成30年の通知以降、一定程度の期間が経過したため、改めての周知となります。以下の提出対象工事に該当する場合は、山留め等の工事着手の3日前までに川崎市宛て「山留め工事等施工計画概要書」の提出が必要となりますので御注意ください。

提出対象工事

- (1) 川崎市又は指定確認検査機関で確認済証の交付を受けた建築物、工作物の敷地。
- (2) 都市計画法に基づく開発許可を受けた開発区域、又は宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可を受けた区域。
- (3) (1)または(2)の敷地（区域）で以下の条件すべてに当てはまるもの。工事着手前に敷地（区域）内の地面の高低差が3mを超える敷地（区域）深さ3mを超える根切り工事または高さ3mを超える山留め工事。

詳細は下記お問い合わせ先へご確認ください。

担当：川崎市まちづくり局指導部建築審査課 構造・設備担当宛 TEL:044-200-3019 MAIL:
50kesins@city.kawasaki.jp

●兵庫県／土砂災害特別警戒区域の解除について

兵庫県ではこのたび、土砂災害特別警戒区域の指定の一部が解除されましたので、下記ご確認ください。内容は次のとおりです。

- ・名称／若宮Ⅰ：指定を解除する区域／養父市八鹿町舞狂
- ・名称／高瀬川Ⅰ：指定を解除する区域／朝来市和田山町宮田
- ・名称／寺谷下川Ⅰ：指定を解除する区域／朝来市和田山町寺谷

詳しくは、兵庫県公報4月26日第305号をご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/koho/202204.html>

担当：土木部 砂防課 TEL:078-362-9267

●兵庫県／土砂災害特別警戒区域の指定および一部改正について

兵庫県ではこのたび、土砂災害特別警戒区域の指定および一部改正されましたので、下記ご確認ください。内容は次のとおりです。

1.指定地区

西宮市（苦楽園二番町、西宮市名塩3丁目）

2.指定区域及び公示日等

①新規指定 1箇所（土石流1箇所）

令和4年5月31日兵庫県告示第707号

②一部改正 1箇所（急傾斜1箇所）

令和4年5月31日兵庫県告示第709号

詳しくは、兵庫県公報5月31日第315号をご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/koho/202205.html>

担当：土木部 砂防課 TEL:078-362-9267

●広島県広島市／土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等について

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が指定されました。

詳しくは、土砂災害ポータルひろしまをご確認ください。<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>

担当：建築指導課 第二指導係 TEL:082-504-2288

●福岡県／証明願（60条証明）の取り扱いについて

都市計画法施行規則第60条の規定に基づく証明（通称:60条証明）とは、建築物の確認申請において「確認を受けようとする建築物が都市計画法に適合していること」を証明するものであるが、その取り扱いについて以下のとおりとする。

1. 証明願の修正・再発行をしない場合

○発行済みの証明に記載の地番・敷地面積に記載ミスがあっても許可対象でないことが明らかな場合。

○予定建築物の面積変更が制限の範囲内である場合。

2. 市街化調整区域以外での改築・増築について

○過去に確認処分があった同一敷地内で改築・増築する場合で、50cmを超える切り盛り（造行為）が許可対象面積（市街化区域：1000㎡、非線引き区域：3000㎡）未満の場合、または、許可の対象とならないことが明らかの場合（区画整理事業等による宅地化）は協議録で対応。

○平成19年以降に証明願や協議をもとに確認処分がされているものは、原則として協議録で対応。

詳細は下記お問い合わせ先へご確認ください。

担当：福岡県建築都市部都市計画課 開発第1・第2係 [TEL:092-643-3715](tel:092-643-3715)

名古屋2事務所からヒトコト

営業担当 吉田より

季節は梅雨真っ只中、気温が上昇し蒸し暑い日々が続いていますが、街は賑わいを取り戻し、観光地も休日のはかなりの人混みのようです。

多くの企業がテレワーク中心に移行したと聞いておりますし、実際私どものお客様も在宅勤務が中心となった方が数多くいらっしゃいます。

以前よりご案内しておりますが、ビューローベリタスジャパンはオンラインツール、電話、メールなどで皆様をサポートしております。引き続き、お客様のスタイルにあわせてご案内させていただきます。

名古屋事務所、名古屋駅前事務所ともに、皆様からのご連絡をお待ちしております。

名古屋／名古屋駅前事務所 営業担当 吉田 彰一

インフォメーション

学校施設の非構造部材耐震点検について

非構造部材の耐震対策を一層推進するために、平成27(2015)年3月に、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）が発行されています。

これまでの非構造部材耐震点検の取り組みと、研究結果や大震災以降の告示を踏まえ、地震時に非構造部材による被害が生じないよう、錆やひび割れなどの劣化状況や部材の取付工法の確認を行い、危険性を把握し、予防的対策に結び付けることが目的です。

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/school/>

建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法 第12条）業務のご依頼を承ります

- ✓ 建物オーナー等の発注者から依頼を受けても忙しくてお断りしている
- ✓ 手に負えない規模や、遠方エリア案件がある
- ✓ 人員不足の中、外注化して定期報告ビジネスを拡大したい
- ✓ 外壁打診調査など関連サービス※1のみを外注化したい

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/outsourc/>

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは2011年に建物の定期検査サービスをスタートし、現在は年間8,500件（建築基準法 第12条 定期報告7,800件を含む、業界No.1実績*）の検査を実施しております。* 当社調べ

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL 認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら <https://kansa.bvjc.com/>

※※Newsmail の情報・リンク先等は 2022 年 6 月 27 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部

名古屋事務所	TEL: 052-238-6363	FAX:052-238-6234
名古屋駅前事務所	TEL: 052-589-8977	FAX:052-583-8975

MAIL:ctcbca.ngo@bureauveritas.com

[Bureau Veritas Japan Portal](#) | [建築確認](#)

(C) 2022 Bureau Veritas Japan